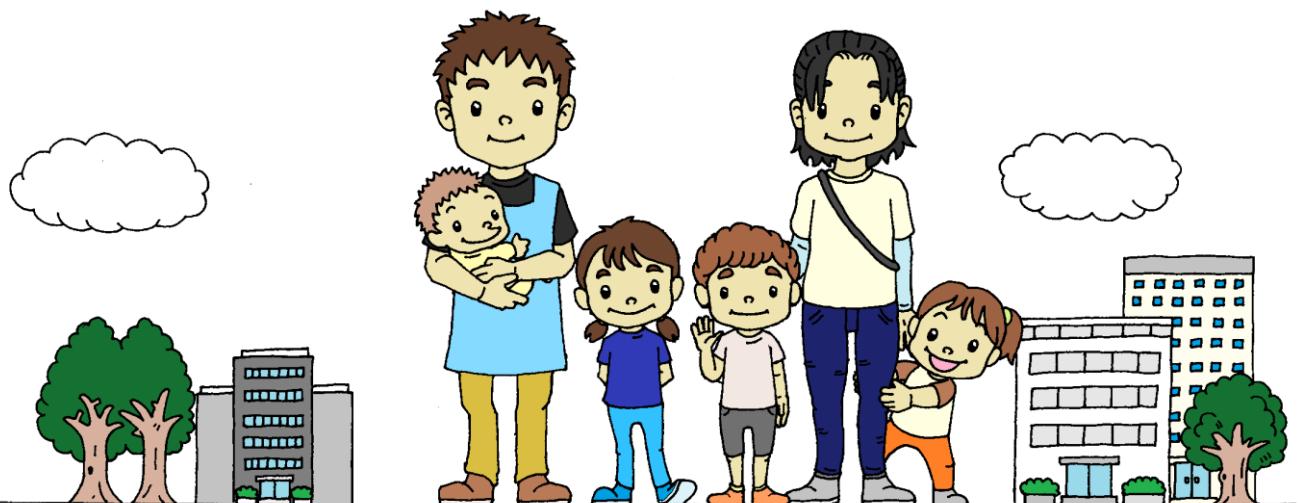


# 港区保育施設 性暴力防止マニュアル

# みんなえがお



令和8年1月

港区子ども家庭支援部

# 港区こどもまんなか宣言

## すべての子どもが幸せを実感できる国際都市・港区へ

子どもは、まちの希望であり、未来を創造するかけがえのない存在です。

すべての子どもは、一人ひとりの違いや個性、価値観が尊重され、自分らしく健やかに育ち、幸せに暮らせる権利を持っています。

多くの人が行き交い、多様な文化が調和する国際都市・港区において、

すべての子どもが、未来への夢と希望を持ち、笑顔あふれる幸せな生活を

送ることが、私たちの願いです。

区は、社会全体で子どもの人権を守り、すべての子どもが安全・安心と幸せを

実感できる国際都市・港区を実現するため、次のことを宣言します。

### 1 児童虐待のない港区を実現します。

区民、関係機関、地域が一体となり、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応の体制を強化するとともに、地域ぐるみの子育て支援を充実し、児童虐待ゼロに向けて不斷に取り組みます。

### 2 すべての子どもが尊重され、安全・安心が守られる港区を実現します。

国籍や文化の違い、家庭環境や障害の有無等にかかわらず、子ども一人ひとりの違いや個性、価値観を尊重し、あらゆる差別やいじめ、暴力から子どもを守ります。

### 3 子ども一人ひとりの声を尊重する港区を実現します。

子どもの意見や考えに耳を傾け、子どもが多様な社会活動へ参画する機会を充実させることで、子どもとともに、子どもの視点を踏まえた区の施策やまちづくりを推進します。

### 4 すべての子どもが健やかに成長できる港区を実現します。

年齢及び発達の程度に応じた多様な学びや体験の機会を充実させることで、子どもが能力を伸ばし、自分の強みを生かして今を最もよく生き、将来の可能性を広げられる環境をつくります。

令和7年9月1日港区

# はじめに

保育施設は、子どもが健やかに成長するための大切な場所です。

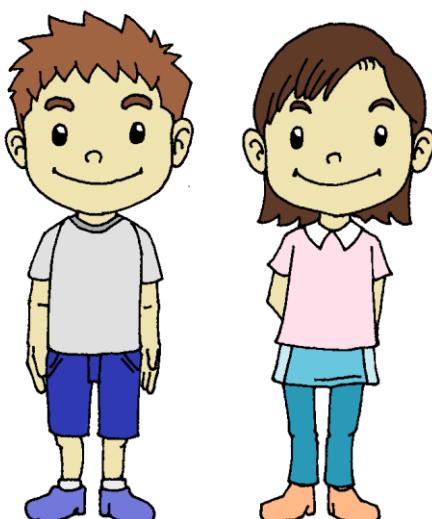
子どもは、心身ともに成長し、社会の一員として生きていくための基礎を培う大切な時期を保育施設で過ごします。

保育施設の職員は、子どもが安心して成長できる安全な環境を作る責任があります。

そのためには、性暴力から子どもを守るための知識と意識を共有することが不可欠です。

すべての保育の基本は子どもの心身を大事に育み、そして一人一人の権利を尊重することにあります。子どもが自分自身を大切にし、自分の気持ちを表現できるよう、そして周りの大人に助けを求められるよう、共に学び、成長していくことが必要です。

このマニュアルは、職員一人一人が子どもの権利や性暴力被害の防止について理解を深め、子どもを守るための具体的な行動指針となることを目指しています。また「児童福祉法等の一部を改正する法律」を受けて策定された「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(令和 5 年 4 月より適用)において、「正当な業務上の行為として身体接触が必要と考えられる場面の例」として保育場面が例示されたことを受け、保育内容等がもつ専門性や重要性、考えられる留意点を整理しました。



# 目次

1 子どもの権利 .....	5
2 性暴力被害とは .....	6
(1) 『港区保育施設 性被害防止マニュアル みんなえがお』の作成目的 .....	6
(2) 性暴力被害とは .....	6
(3) 性暴力が子どもに与える影響 .....	7
(4) マニュアルの活用方法 .....	8
3 保育内容の専門性について .....	9
(1) あそびの場面 .....	9
① 抱っこ・おんぶ等 .....	9
コラム① 「アタッチメント」 .....	10
② 色々な遊びの援助をする時 .....	11
③ ふれあい遊び .....	12
④ 水遊び・プール遊び .....	13
(2) 生活の場面 .....	14
① おむつ交換 .....	14
② トイレでの排泄援助 .....	15
③ 午睡時 .....	16
④ 着替え .....	17
⑤ 沐浴・シャワー .....	18
⑥ 健康管理(身体測定、健康診断、触診、目視) .....	19
⑦ 性別、性自認への配慮 .....	20
コラム② 「性自認」 .....	21
(3) その他の場面 .....	22
写真撮影 .....	22
◎ 児童に性暴力を行った保育士の資格管理の厳格化とは .....	23

4 性暴力防止のための取組 .....	24
(1) 保育現場における性暴力防止と保護者の安心感をどう実現するか .....	24
(2) 子どもに伝えることはなにか .....	25
参考資料 .....	26
(3) 職員間で定期的に確認することはなにか .....	28
(4) 保護者との情報共有について .....	28
5 もし相談があつたら？性被害の場面を見かけたら？ .....	29
(1) 報告・相談フロー .....	29
(2) 被害が発生したと判明した時 .....	30
(3) 相談・報告先 .....	30
(4) その後の保護者への支援について .....	30
参考資料 絵本の紹介 .....	31
性暴力防止チェックリスト .....	33

## 1 子どもの権利

子どもの権利は、すべての子どもが持つ基本的な人権であり、子どもが健やかに成長し、幸福な生活を送るために必要不可欠なものです。この権利は、1989 年に国連で採択された「子どもの権利条約(Convention on the Rights of the Child)」に基づき、世界中で尊重されるべきものとされています。

### 子どもの権利条約の「4つの原則」

(日本ユニセフ協会の ホームページの文章を そのまま使っています)

#### ○差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

#### ○子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

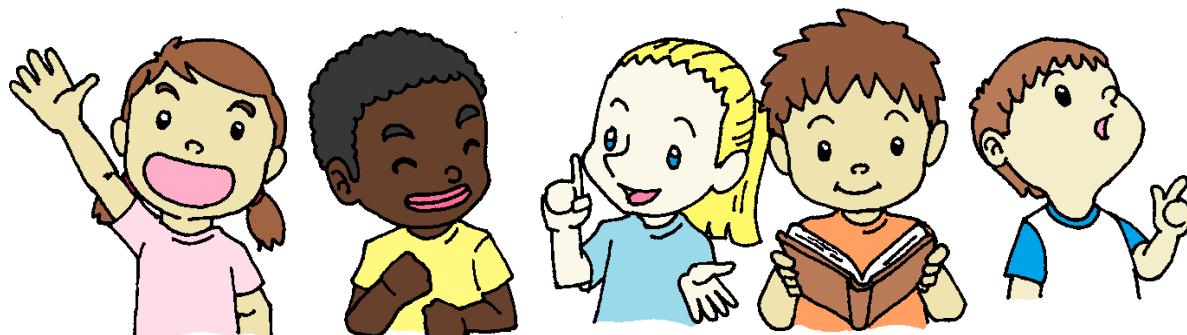
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

#### ○生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

#### ○子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



## 2 性暴力被害とは

### (1) 『港区保育施設 性暴力防止マニュアル みんなえがお』の作成目的

近年、子どもを取り巻くさまざまな性暴力被害が拡大しており、子どもの健全な心身の発達を図ることを目的としている保育現場においても被害が発生しているという現状があります。

『港区保育施設 性暴力防止マニュアル みんなえがお』(以下「マニュアル」という。)は、保育現場における性暴力被害防止を目的とし、以下の4つの目標を掲げます。

- 1 性暴力被害というものが身近に起こり得ることを認識する
- 2 子どもを守る必要性について認識する
- 3 保育園内で職員が気をつけることを確認する
- 4 自分の保育が、専門性を持っていることに自信を持つ

本マニュアルを活用することで、保育士一人一人が性暴力被害に対する意識を高め、子どもの安全を守るために知識と実践力を身につけることを目指します。

### (2) 性暴力被害とは

性的暴行や性的虐待など、性的な意図を持って行われる行為によって、子どもが身体的、精神的、または性的にもたらされるあらゆる被害を指します。

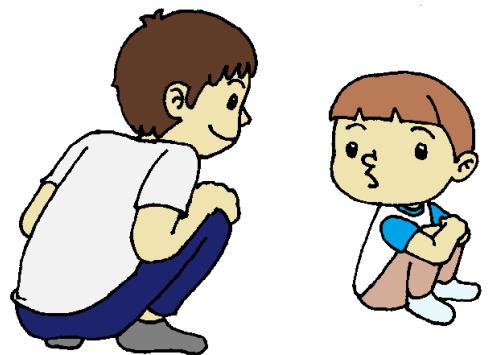
- ・ **性的暴行:** 強制的な性交、わいせつな行為など
- ・ **性的虐待:** 身体的接触を伴わない性的行為(性的発言、わいせつな画像の提示など)
- ・ **性的いやがらせ:** 言葉による性的いやがらせ、性的ないやがらせを含むジェスチャー

保育現場での子どもへの性暴力の特徴

- ① 閉鎖的な環境下で被害が生じる。
- ② 子ども自身は性被害を自覚しづらく、またそれを伝えることが難しい。
- ③ 子どもの援助を行う立場(信頼関係を築きやすい、子どもは弱い立場)が利用される。よって表面化しづらいという傾向にあります。

### (3) 性暴力が子どもに与える影響

子どもはなかなか被害にあったこと言うことができません。性被害を告白することで「怒られるかも」「責められるかも」ということを危惧し「被害を話せなかった」という事例もあります。周囲の大人が早めに気づくことが大切です。気になることがあれば「どうしたの?」「何かあったかな?」と声をかけるようにしましょう。声をかけたことで、子どもから話しやすくなることがあります。



#### 性暴力を受けた子どもによく見られる反応

##### 【外から観察できる子どもの様子の例】

- ・性器を執拗に触る、性的な言動の増加
- ・性器の異常の訴えや行動
- ・落ち着かない、表情が暗い
- ・急に泣くなど不安定、親にまとわりつく、暴れる
- ・夜中に飛び起きて叫ぶ、不眠
- ・ボンヤリしている
- ・頭痛、腹痛などの不調の訴え
- ・食欲不振、過食、食べ物以外を口にする
- ・無気力な様子、集中力の低下
- ・爪かみ、夜尿、わがままにみえる行動の増加(退行)

##### 【子どもの内面で起きていること】

- 混乱、とまどい、不安
- 恐怖、パニック
- 解離
- 自責感、罪悪感、無力感、他者不信
- 何度も出来事の記憶が頭に浮かぶ(フラッシュバック)
- 出来事を思い出させる場所や人、話題を避ける
- 過度な警戒心
- 性に関する混乱

出典:こども家庭庁「子どもの人権をまもるために」を基に作成

## (4) マニュアルの活用方法

### ① 理解と共有

保育園に関わるすべての人(施設長、保育士、職員など)がマニュアルの内容をしっかりと理解することが重要です。また話し合いを定期的に行い、内容を共有することによって、保育の質が向上します。

### ② 定期的なチェック及び研修

マニュアルの内容を理解して実践できるよう、定期的に職員間で研修を行い、常に意識を高く保ち共有することが重要です。

### ③ 実践と記録

- 日々の保育に活かす

マニュアルに書かれていることを意識して、日々の保育を実践しましょう。例えば、子ども同士の遊びや、保育士と子どもの触れ合い方など、注意すべき点に気を配ることが大切です。

- 記録を残す

問題が発生した場合、記録があれば状況を把握しやすくなります。子どもの言動、保育士の対応、状況などを詳細に記録しておきましょう。

### ④ 継続的な見直し

- 定期的な見直し

社会情勢や子どもの状況の変化に合わせて、マニュアルの内容を定期的に見直し、必要があれば改訂しましょう。

- 改善点の共有

マニュアルの活用方法や、性被害防止に関する課題などを共有し、より良い対策を検討しましょう。

### 3 保育内容の専門性について

正当な業務上の行為として身体的接触が必要と考えられる場面を取り上げます。留意点や◎話し合おう◎を用いて保育の振り返りに活用しましょう。

#### (1) あそびの場面

##### ① 抱っこ・おんぶ等

###### 抱っこ・おんぶ等が必要な理由

- ・「抱っこ」「おんぶ」をすることで子どもは安心し、保育士との愛着関係も育っていきます。子どもの安心できる場所、擁護される場所があることはその後の精神発達にも影響します。
- ・放置や拒否されることなく受容された経験の積み重ねは自尊感情が育ち、人権感覚を養っていくと考えられています。子どもが甘えて抱っこを求めてきた時には十分受け入れたいものです。

###### 留 意 点

- ・子どもが求めていないのに、必要以上にスキンシップや抱きしめる行為をしていないか、常に自分自身を振り返る。
- ・キスをしたり、頬をくっつけたりする行為をしない。
- ・特定の子どもだけを抱っこをしていないか、客観的な視点からも確認する。



##### ◎話し合おう◎

###### こんなときどうする？

5歳児クラスの女子、いつも保育士に甘えてスキンシップを求めてきます。絵本を読んでもらうことも好きで、保育士が座っていると膝の上に座ってきます。  
こんな時どうしますか？

## コラム① 「アタッチメント」

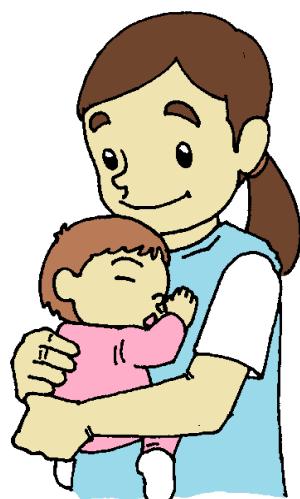
### 抱っこやおんぶ、ふれあい遊びの際に考えたい「アタッチメント」

子どもが不安な気持ちになったときに、抱っこやスキンシップを求め、安心感を回復しようとする「アタッチメント」といいます。安定したアタッチメントは、信頼感を育み、発達の基盤の形成につながります。子どもが不安な気持ちになっているときに抱っこしたり、おんぶしたり、触れ合ったりすることは大切なことです。

ただし、安定したアタッチメントとは、「ずっとくっついている」ということを意味するのではありません。不安な時はくっつくけれども、安心感が回復したら保育者のもとを離れて自発的に遊ぶことができるということを意味しています。不安なときは「くっつく」ということと、安心したら「離れる」ということをセットで考える必要があります。

抱っこやおんぶ、ふれあい遊びの際に、二人の世界にずっと浸っているのではなく、少し子どもが落ち着いてきたと思ったら、子どもが興味をもちそうなものを提示したり、一緒に遊んだりして、周囲の世界とつなぐ「足場かけ」をしていくことも、保育者の役割です。

特定の子どもに必要以上に密着していないかということを振り返ったり、職員同士で確認したりしてみてください。



## ② 色々な遊びの援助をする時

### 遊びが必要な理由

子どもは遊びの中から様々なことを学んでいきます。子どもの意欲や達成感を育てるためには保育士の援助が必要です。言葉だけではなく手を添えて援助することで、子どもの「やってみよう」という気持ちが育ち、安心して取り組むことができます。

### 留 意 点

- ・ 鉄棒やマット運動等の援助は、必要な時だけ手を添えるようにし、客観的な視点から確認をする。
- ・ 子どもの反応を見ながら関わり、不愉快になる行為をしない。
- ・ 体に触れる時は言葉をかけ、プライベートゾーンに触れない。



### ◎話し合おう◎

こんなときどうする？

- ・ 体に触れる援助をする時、どのような言葉をかけていますか。具体的に話し合ってみましょう。
- ・ 一緒に遊びながら援助をする時、子どもをずっと膝の上に座らせたままの状態はどうでしょうか。

### ③ ふれあい遊び

#### ふれあい遊びが必要な理由

ふれあい遊びは、スキンシップを通して安心感やコミュニケーション能力の発達を促す、子どもにとって重要な遊びです。

周囲の大人と触れ合い繰り返し遊ぶことで、安心感や信頼感、愛着が育まれ、心の安定につながります。

#### \*具体的なふれあい遊びの例

- ・ 目を合わせながら言葉をかけ、優しく体に触れる。
- ・ 優しく抱っこをする等



#### 留意点

- ・ 子どもによって「心地よさ」を感じるポイントは異なるため、スキンシップを取る時は、子どもが楽しんでいるか表情を確認し、一方的なスキンシップをしていないか常に自分自身を振り返る。
- ・ 特定の子どもとの距離が必要以上に近づいていないか客観的な視点からも確認する。

#### ◎話し合おう◎

こんなときどうする？

「必要以上」とはどの程度なのでしょうか。他にも考えられる場面や内容がないか、クラス、園全体で話し合ってみましょう。

#### ④ 水遊び・プール遊び

##### 水遊び・プール遊びが必要な理由

- ・ 戸外遊びが難しい暑い季節でも、水に触れる心地よさや楽しさを感じながら体を動かすことができ、快適に全身運動や感覚を刺激する体験をすることができます。
- ・ 水の特性に触れることで、自然への興味や探求心が育まれます。

##### 留 意 点

- ・ 水着でプライベートゾーンが守られているかを確認する。
- ・ Tシャツやラッシュガードを着るよう声をかける。
- ・ 周辺の建物や隣接する道路など、外部から見えやすい環境を作らない。
- ・ 活動前後の着替えやシャワーは、複数の大人で関わるようにする。



##### ◎話し合おう◎

こんなときどうする？

上半身が隠れていない水着を着ている幼児クラスの子どもが、ふざけ合ってお互いの体を触り始めました。どのように声をかけますか？

## (2) 生活の場面

### ① おむつ交換

#### おむつ交換の援助・配慮が必要な理由

おむつ交換は、子どもが不衛生な状態にならないよう、清潔に保つための必須のケアです。清潔になる気持ちよさを経験することで、生理的欲求が満たされ、心身ともに成長していきます。保育士など、身近な大人に交換してもらうことで、子どもは安心を感じ、信頼関係を築くことができます。

おむつ交換の時に、体の状態をよく観察することで、病気や怪我、あざ等の早期発見に繋がることもあります。

#### 留意点

- ・おむつを替えることを子どもに伝える。
- ・きれいになる気持ちよさを共有できるような言葉をかける。
- ・おむつを替える時はカーテンなどで窓を遮り、おむつ交換の場所を仕切るなどの配慮をする。
- ・誤解を受けるような確認・交換(洋服の上から陰部を触りつかむ確認、洋服の中に手を入れての確認など)をしない。
- ・多人数を対象にした流れ作業ではなく、一人一人と向き合った確認・交換を行い、必要以上に触らない。
- ・保育の体制上、異性が援助をする場合は、「おむつ替えをします」などと周囲の職員に知らせてから行う。

#### ◎話し合おう◎

こんなときどうする？

おむつ交換をどのように行っていますか？トイレトレーニング、感染症対策、おむつ交換の手順についてあなたが気を付けていることはどんなことでしょう。クラス、園全体で話し合ってみましょう。

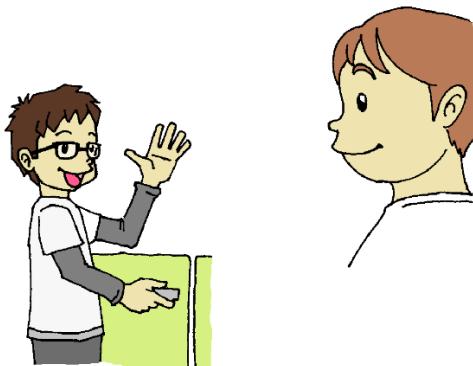
## ② トイレでの排泄援助

### 1歳以上児への排泄の援助・配慮が必要な理由

子どもが自分で排泄ができるようになるには、一人一人の発達に合わせた声かけやサポートが大切です。無理強いせず、子どものペースに寄り添い、トイレの習慣が身につくよう、優しく励ましながらサポートをしましょう。

### 留意点

- 便器の間にパーテーションを設置し、排泄時のプライバシーを守る。
- 保育の体制上、異性が援助をする場合は、「トイレに入ります」などと周囲の職員に知らせてから行う。
- 排泄の兆候がない子どもを無理やりトイレに連れていかない。
- トイレ環境に関する事故防止のため、個室に鍵がない場合は扉の開閉方法に配慮し、個室に入る前はノックをして確認し、必ず声が聞こえる位置に立ち付き添う。
- 一対一になる場合は同性が援助し、他の職員の目が届くよう意識する。



### ◎話し合おう◎

こんなときどうする？

園生活の様々な場面で、性暴力の疑いや誤解を持たれないよう、どのようなことを意識して保育をしていますか？

クラス、園全体で話し合ってみましょう。

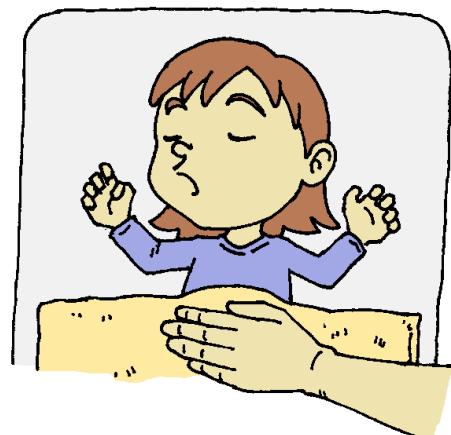
### ③ 午睡時

#### 午睡時の関わりが必要な理由

- ・ 異変があった場合、早期に発見対応できるよう、近くで見守りながら安全な睡眠姿勢や呼吸、顔色などを定期的に確認しています。
- ・ 寝かしつけの時に心地よく入眠ができるための言葉かけやスキンシップなど、一人一人に寄り添った関わりは、子どもの情緒の安定につながります。

#### 留 意 点

- ・ 無理に寝かせつけようとして必要以上に体に触れない。
- ・ 横になっている時、衣服が乱れて下着やプライベートゾーンが見えないようにする。
- ・ 午睡の部屋は明るくし、死角や影になる場所を作らない。見守りは複数の大人で行う。



#### ◎話し合おう◎

こんなときどうする？

寝かしつけの時、子どもが安心を求めて保育士の体(肘や耳たぶなど)に触れ続けようとします。こんな時、どう関わったら良いと思いますか？

#### ④ 着替え

##### 着替え（水着等含む）への援助・配慮が必要な理由

- ・ 衣服が汚れたり濡れたりした時に着替えをすることで、着脱の習慣を身につけることや、自分で着替えることができるようになるため、適切な援助をしながら「自分でできた」という達成感や充実感、次への意欲を育てていきます。
- ・ おむつ替えと同様、言葉で伝えることが困難な子どもの声を聴くためにも、複数の保育士等の視点で、普段衣服で隠れている部分に異変（疾患や虐待の疑い等）はないかの確認が必要です。
- ・ どこでも裸にならぬよう伝えると共に、プライベートゾーンが見えないような着替えの方法を伝えましょう。乳児期より、「上を脱いだら上を着ようね。下を脱いだら下を穿こうね」等の言葉をかけることも大切な援助です。

##### 留 意 点

- ・ 心の育ちを支える援助の仕方を心がける。
- ・ 幼児は男女別に分かれて着脱をするなどの配慮をする。
- ・ 職員が着替えを援助する時、子どもが裸にならぬよう意識をして援助する。
- ・ 周囲から見えないよう、仕切りを置くなどの配慮をする。
- ・ 保育の体制上、異性が援助をする場合は、他者（保育士）の目が行き届く場所で援助を行う。
- ・ 着替えの過程で異変を確認した場合は、状況に応じて関連機関（病院、療育センター、児童相談所等）につなぐ意識を持つ。

##### ◎話し合おう◎

こんなときどうする？

- ・ あなたが保育の中の着替えの時間に意識して行っていることは何ですか？
  - ・ 着替えの時、上下ともに衣服を脱いで下着姿になっている子どもがいました。あなたはどのように言葉をかけて着替えの仕方を意識できるようにしますか？
- クラス、園全体で話し合ってみましょう。

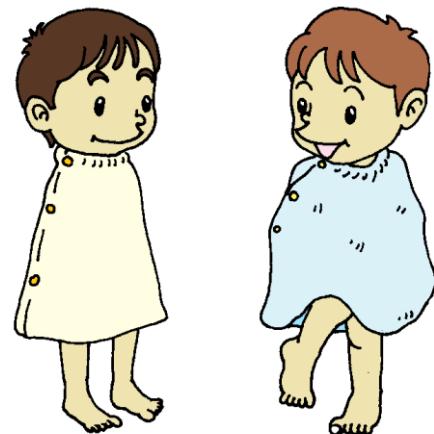
## ⑤ 沐浴・シャワー

### 沐浴・シャワーが必要な理由

- ・ 汗や汚れを洗い流し皮膚を清潔に保つことで、皮膚のトラブルや感染症などを予防し、夏を健康に過ごすことができます。
- ・ 服に隠れている部分の肌の状態をみることで、健康状態の確認や虐待の発見につながります。

### 留 意 点

- ・ 乳児の沐浴の時は、服を脱がせる時や体に触れる時に声をかけてから行う。
- ・ 必要以上に体に触れたり、長時間裸のままにしない。
- ・ シャワーの時は、裸で列に並ばせず、服を脱いだ子どもから一人ずつ行う。
- ・ カーテンや仕切りを活用し、周囲から見えないように配慮する。
- ・ 保育の体制上、異性が援助をする場合は、他者(保育士)の目が行き届く場所で援助を行う。



### ◎話し合おう◎

こんなときどうする？

シャワーの順番を待っている子どもが、カーテンの隙間から中を覗こうとしています。どのように言葉をかけたら良いでしょうか？

## ⑥ 健康管理(身体測定、健康診断、触診、目視)

### 健康管理が必要な理由

- ・子どもの発育・発達状態の把握や子ども自身が自分の成長や健康に関心を持つことです。また、虐待の早期発見(不自然な傷、やけど、身体や下着の汚れ等)にもつながります。目視や触診での確認は、異変(病気、栄養状態)の早期発見の目的もあります。

### 留意点

- ・洋服を着たまま行う。
- ・複数の職員がいる環境で行う。
- ・測定をする場所を分けたり、仕切りを使用し、健診結果や計測の数値が他児に聞こえないように配慮する。
- ・幼児クラス(特に4、5歳)は、性自認に配慮して測定を行う。
- ・体に触れる時には「ここ触るね」など言葉をかける。



## ⑦ 性別、性自認への配慮

性自認とは、自分の性別をどのように認識しているかを示す概念で「心の性」ともいいます。身体は男性で、自分を女性と認識している人、身体は女性で自分を男性と認識している人、男性、女性どちらにも当てはまらないと感じている人もいます。自分の性をどのように認識するかは人それぞれ違います。

### 【乳幼児期の性に関する発達】

- ・ 2~3歳頃→男女の体の違いに気づき、それぞれの性別にふさわしいとされる行動や態度を身に付けていきます。
- ・ 6歳頃 →外見や行動など、男女によってどう振舞うか理解するようになります。  
\* 男の子がすること、女の子がすることについてはっきりした考えを持つようになります。

### 留意点

- ・ 性別による環境構成を見直す。  
(出席簿、かけっこ順番、性別での呼びかけ、男女別の行動など)
- ・ 性別による決めつけをしない。  
(例:男の子はブルー、女の子はピンク、男の子は乗り物、女の子はお花など)
- ・ 性についてだけではなく、生き方の多様性を伝え、自分らしさを大切にする姿勢を示す。
- ・ 子どもが自由に選択できる環境を作る。  
(例:ままごとに使用するエプロンなどはユニセックスなものを用意するなど)
- ・ 子どもの興味を否定しない。
- ・ 一人一人、個性を持った人として接し、その子らしさを尊重する。

### ◎話し合おう◎

こんなときどうする？

- ・ 可愛いものが好きな男児への対応や言葉かけはどうしたらいいですか？
- ・ 男性職員が「〇〇だわよ」と話をしたら「それは女の子の喋り方だよ」と子どもに言われました。どのように答えますか？
- ・ 「かわいい」「かっこいい」に代わる言葉はありますか？

### 「性自認」の複雑さと大切にしたい子どもたち自身の考え方

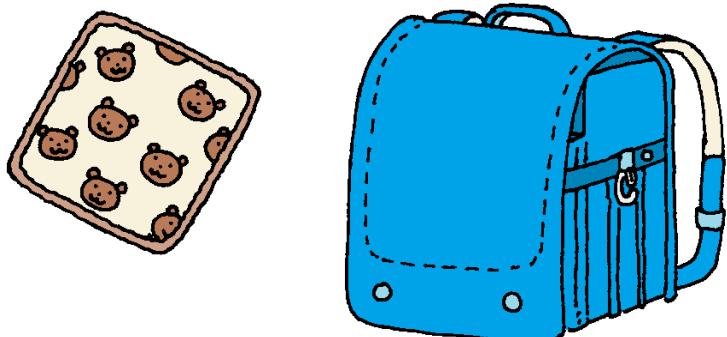
性自認は、「スペクトラム」になっているといわれています。「スペクトラム」とは、男性と女性の二者択一で捉えるのではなく、色のグラデーションのように連続的に変化する広がりとして捉えるということです。

子どもたちは、日常生活の中で、性別の違いに関する社会的な規範を学びながら、自己の感覚としての性自認を探求していきます。その過程で、自分の生物学的な性別とは異なる社会的な規範に興味をもつのも自然なことです。その子が自分らしくいられるようにサポートしましょう。

性別の違いに関する社会的な規範は、時代によっても変わっていきます。性別による髪型や服装、行動や言葉遣い、社会的な役割等は、この数十年でも大きく変わってきています。社会の中でも一概に「男らしさ」や「女らしさ」を決めつけることは難しくなってきています。

園でも、「男らしさ」や「女らしさ」という点から子どもの行動を評価したり、制限したりすることはしないようにしましょう。例えば、「ままごと」を女の子がする遊びと決めつけていないでしょうか。家庭では、男性が家事をしたり、子育てをしたりすることも一般的になってきています。男の子も女の子も興味をもって遊べるように保育の環境を見直してみてください。

ただし、一方では、子どもの周りに「男らしさ」や「女らしさ」を強調するような情報が溢れていることも事実です。子ども自身が「男の子だから」「女の子だから」とこだわりをもったり、他の子どものことを非難したりすることもあるでしょう。その場合には、子どもたち自身の考えを尋ねてみてください。子どもたちと対話し、考えを尊重しながら、一概に決めつけることのできないその人らしさについて一緒に考えてみましょう。



### (3) その他の場面

#### 写真撮影

##### 写真撮影が必要である理由

子どもの日常の遊び、生活を記録として写真撮影し、ドキュメンテーションへの活用、写真販売、また保護者会の資料等としています。子どもの園生活を保護者の方に理解してもらうためものです。また医師や保護者に知らせるために尋麻疹や怪我の状況等撮影しておくこともあります。

写真撮影や掲載については園のしおり(重要事項説明書)で説明し、保護者からは同意書を記入してもらった上で撮影をしています。

#### 留意点

- 撮影の際は、プライベートゾーンや下着などが写っていないか配慮し、確認する。
- 特定の子どもだけを撮影しない。
- 個人のカメラや携帯電話で撮影しない。
- 外部の人から撮影されないよう配慮する。
- プール遊びの時など、近隣から撮影されないよう配慮する。

※虐待の証拠保全の場合は、別途扱いを確認する。



## ◎ 児童に性暴力を行った保育士の資格管理の厳格化とは

以下の内容により児童を性暴力から守る環境整備を行っている。

- ①性暴力を行った保育士への資格管理の厳格化
- ②性暴力により保育士登録を取り消された者情報の把握、活用

このほか、性暴力が疑われる事案があった場合は報告する義務を設けたことや、法改正を踏まえ、未然防止措置、事案が起こった場合の対応などを基本的な指針として取りまとめた。

### 令和4年6月の児童福祉法の改正内容の概要

#### ① 性暴力を行った保育士への資格管理の厳格化

1)登録を取り消された場合の再登録禁止期間の見直し

**拘禁刑※1以上の刑に処せられた場合2年⇒期限なし※2**

※1 令和7年6月の刑法改正の施行までは禁錮刑。

※2 拘禁刑以上の場合については、刑法の規定により、刑の執行を終了し、罰金以上の刑に処せられないで10年を経過した場合は刑が消滅するため、実質上の再登録禁止期間は10年となる。

2)保育士登録取消事由に性暴力を行ったと認められる場合を追加

3)性暴力を行ったことにより保育士登録を取り消された方の再登録の制限※3

※3 再登録されるためには都道府県の審査を受けなければならない(都道府県は再登録を行うにあたっては、事前に児童福祉審議会の意見を聞く)。再登録を受けようとする者は、再び性暴力を行わないことの高度の蓋然性を証明することが必要となる。

#### ② 性暴力により保育士登録を取り消された者情報の把握、活用

1)性暴力により保育士の登録を取り消された者情報が登録されたデータベース(特定登録取消者管理システム)を整備

2)保育現場では、保育士を雇用する際、そのデータベースを活用することを義務付け

一度でも性暴力を行うと、

子どもに接する業務に就くことができなくなります。

こども性暴力防止法が令和8年(2026年)12月25日に施行されます。

## 4 性暴力防止のための取組

### (1) 保育現場における性暴力防止と保護者の安心感をどう実現するか

#### 背景

保育現場での性暴力防止の重要性が社会全体の関心を集めています。一方で、一部の保護者は、異性の保育士に対して不安や不信感を抱いていることがあります。この不信感は、偏見や誤解だけでなく、子どもを守りたいという切実な願いから生まれる場合があり、保育現場における大きな課題となっています。

#### 話し合いのテーマ

「なぜ保護者は不安を感じるのか」

「どうすれば保護者が安心して預けられる環境を作れるのか」

を考え、保護者の不安を解消し、信頼を築くための具体的な取り組みについて話し合いましょう。

#### 議論のポイント

##### 1. 保護者の不信感の背景を理解する

- 保護者が異性の保育士に不安を感じる理由や背景にはどのようなものがあるか。
- 保護者が抱く「偏見」や「切実な願い」をどのように受け止めるべきか。

##### 2. 現場で取り組める具体策を考える

- 異性の保育士が関わる際に、透明性を持たせるための工夫(複数の職員での援助、声かけの徹底など)。
- 保護者が安心できるよう、日々の保育の様子をどのように見える化するか(連絡帳、写真、動画の共有など)。

##### 3. コミュニケーションの工夫

- 保護者との日々のやり取りを通じて信頼関係を築くために、どのような姿勢や言葉がけが必要か。
- 保護者から寄せられる不安や意見を、どのように受け止め、対応するか。

##### 4. 制度やルールの見直し

- 保育現場で性暴力を防止するためのルールや仕組みが十分に整備されているか。
- 職員間で共通認識を持つための研修や体制づくりがどのように行えるか。

##### 5. 社会全体の理解を深めるために

- 性別にかかわらず、全ての保育士が安心して働ける環境を作るために、社会全体でどのような啓発や情報発信が必要か。
- 保育士として、性暴力防止への取り組みを保育園の外(地域、社会)にもどう発信していくか。

### 話し合いの目的

- 保護者の不安を解消するための具体的な行動案を共有し、現場で実践できるようになること。
- 保育士同士で性暴力防止に対する共通認識を持ち、透明性の高い保育環境を作るきっかけにすること。
- 保護者との信頼関係を築く方法を明確にし、安心して子どもを預けられる環境を作ること。

## (2) 子どもに伝えることはなにか

### 1 プライベートゾーンの意識づけ

#### • ルールを明確に伝える

「水着で隠れる場所はプライベートゾーン」と説明し、他の人に見せたり触らせたりしないことを教える。

参考資料  
26ページに保育園での伝え方の例を掲載しています。

#### • シンプルな言葉で繰り返し伝える

「ここは大事な場所だよ」「大事なところは自分で守ろうね」と日常的に言葉をかける。

#### • 性別関係なく伝える

全ての子どもに同じように伝え、性別による違いを強調しない。

子どもに伝える方法として、絵本の活用もあります。  
(31~32ページ参照)

### 2 「イヤ」と言う力を育む

#### • 日常の中で「イヤ」の練習をする

遊びながら「イヤ」と言う練習を行い、嫌なことをされた時に自分の気持ちを伝える方法を学ぶ。

#### • 子どもの気持ちを尊重する

子どもが「イヤ」と言った時は、その気持ちを否定せず受け止める。

#### • 代替手段を教える

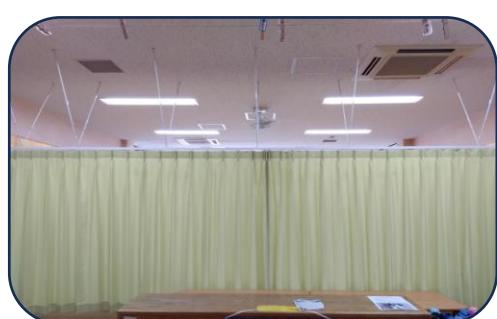
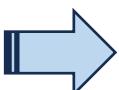
言葉が難しい場合、ジェスチャーや表情で「イヤ」を表現する方法を伝える。

### 3 安全な環境づくり

#### • プライバシーを守る配慮

排泄や着替えの際、仕切りやカーテンを活用し、安心できる空間を作る。

例



### 4 子ども自身が安全を守る力を育てる

#### • 助けを求める方法を教える

困った時は、信頼できる大人(先生や家族)に相談する大切さを伝える。

## プライベートゾーンってなあに？

### はじめに

子どもに「プライベートゾーン」について伝えることは、子どもの安全と自尊心を守るためにとても重要です。幼児に分かりやすく、自分の身体の大切な部分とその守り方について伝えましょう。

### プライベートゾーンとは？

プライベートゾーンとは、他人に見せたり触れられたりしてはいけない自分だけの大切な身体の部分を指します。幼児には「水着で隠れる部分がプライベートゾーンだよ」と伝えると分かりやすいでしょう。

- 口
- 胸
- おしり
- 性器(男の子、女の子それぞれの言葉で)

### 子どもたちへの伝え方のポイント

#### 1. わかりやすい言葉で伝える

難しい言葉ではなく、子どもが理解できるようなやさしい言葉を使いましょう。

#### 2. 絵やイラストを使う

絵本やイラストを使うと、視覚的に理解しやすくなります。

#### 3. 「いやだ」と言う練習をする

誰かがプライベートゾーンに触れようとしたら、「いやだ」「やめて」と言っていいことを教えましょう。



#### 4. 信頼できる大人に相談することを伝える

もし困ったことがあつたら、先生や家族など、信頼できる大人に必ず相談するように教えましょう。

#### 保育士が気をつけること

- 子どもが話しやすい雰囲気を作る
- どんな質問や発言も受け止め、否定しない
- プライバシーを守りながら配慮して対応する



プライベートゾーンの話を聞いた

#### 子どもたちの反応は



普段、自分が友だちに何気なくやっている抱きつきやタッチはもしかして嫌だったのかも…  
と振り返る場面がありました。

体の中で一番大事なところは「パンツで隠れているところ」と伝えました。  
「保育園でパンツを唯一脱ぐ場面は？」と質問すると「トイレ！！」と大声で答えてくれました。

「お風呂からあがったときも、最初に肌に身に着けるものはパンツ。それはとても大事な大切なところだから」と伝えました。  
また、トイレが個室になっているのは大事な場所が無防備になるので、  
「覗かない」「騒がない」「ドアをたたかない」と伝えました。

「自分の体は自分だけのものなので誰にも触らせないし汚い手でも触らないこと」と伝えました。  
「でも、一緒にお風呂に入る家族や病気になって体の状態を確認するドクターや保育園の安心できる大人には自分の体の異変を教えて」と伝えました。

教材・事例提供:港区立南青山保育園

看護師 竹上 由衣

### (3) 職員間で定期的に確認することはなにか

- チェックリストの実施 (チェックリストは33ページに掲載しています)

- ・園内に潜むリスクや不適切な言動・行動に早期に気づき、予防につなげることができます。

- ・チェック後に職員間で話し合いの場を設けることで共通の基準が整い、抑止力としても機能します。

- ・改善点を継続的に見直すことで、研修や話し合いの重点を絞り込む指標となり、万一の際にも適切に対応できる信頼性の高い体制づくりを後押しします。

- チェックリストの活用方法

- ・チェックリストは、年に2回は実施してください。

- ・チェックの結果及びこのマニュアル内の「話し合おう」他を題材に、クラスや園全体で話し合う時間をつくりましょう。

- ・気づいたことや改善点は、全職員で共有して進めましょう。

### (4) 保護者との情報共有について

- 園から保護者への情報提供

- 園の方針や取り組み、子どもの人権に関する知識・情報などを、入園時や保護者会などで分かりやすく伝えましょう。

- 保護者の意見や不安を把握し、情報共有を図りましょう。

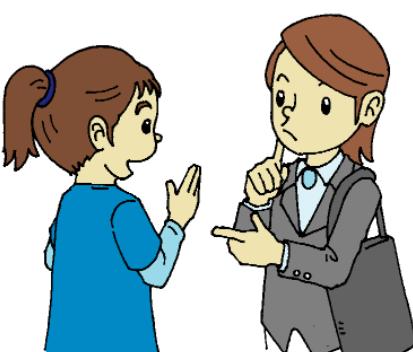
- 保護者からの情報収集

- 日頃から家庭での子どもの様子、気になる点などを、保護者から聞き取りましょう。

- 相談しやすい環境づくり

- 悩みや不安を気軽に相談できる雰囲気づくりを心がけましょう。

- 相談窓口の案内や、相談しやすい時間帯の設定などを検討しましょう。



## 5 もし相談があったら？性被害の場面を見かけたら？

子どもが話していた内容が気になる・・・

子どもの様子がちょっとおかしい・・・

あの先生、ちょっと子どもとの距離が近いなって思うけれど・・・

「たいしたことじゃないんですけど」と、保護者から相談を受けた・・・

このような「異変」「違和感」を感じた時は、

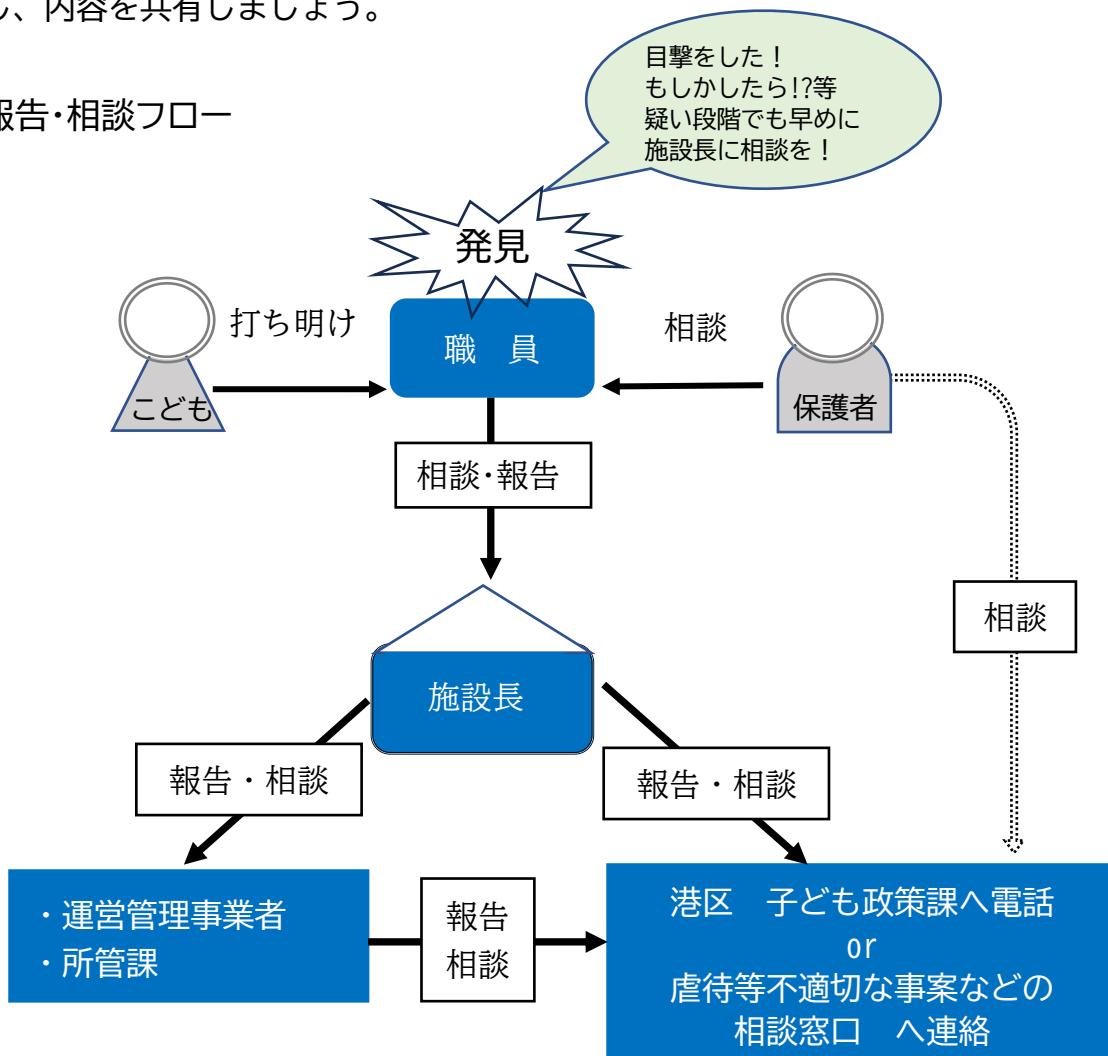
すぐに 施設長に報告、相談 をしましょう。

スピード感が  
大切です

施設長への相談が難しい場合は、他の職員や港区の虐待等不適切な事案などの相談窓口（連絡先は30ページ参照）に相談をしてください。

令和7年10月1日児童福祉法改正により、保育所等の職員による虐待に関する自治体への通報が義務化されました。職員から報告、相談を受けた施設長は、関係機関および区へ報告し、内容を共有しましょう。

### (1) 報告・相談フロー



## (2) 被害が発生したと判明した時

### ① 児童の保護

加害が疑われる保育士との接触回避等

(例えば、担任から外す、児童と接触しない事務作業に従事させる など)

### ② 事実確認

事実の有無の確認

具体的証言、相談の記録、防犯カメラの映像等、根拠となる客観的な資料の適切な保存施設の運営管理者や、園で聞き取りをする場合もあります。

虐待通報義務の観点から、運営管理者や園が聞き取りをしたあと、区も聞き取り(事実確認)をします。

### ③ 保護者への対応

保護者が知らない場合、事案の発生を早急に、簡潔に伝えることが必要です。

- 判明している事実
- 対応方針
- 連絡窓口

## (3) 相談・報告先

被害児童が放置されることや他の児童への被害を防ぐためにも、できるだけ早く施設長や港区に相談をしましょう。

### 港区相談先

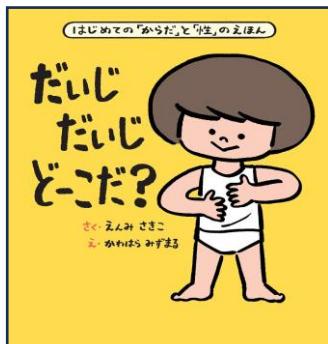
港区 相談先	電話番号、URL
① 虐待等不適切な事案などの相談窓口 (専用フォームに入力)	<p>【URL】 <a href="https://logoform.jp/f/49mS8">https://logoform.jp/f/49mS8</a></p> <p>24 時間対応可</p> 
② 港区 子ども政策課子ども施設指導係	03-3578-2852 (平日の午前9時～午後5時)

## (4) その後の保護者への支援について

保護者や被害児童の心身の負担軽減など、精神的ケアなどをおこなう相談窓口があります。

相談機関	連絡先
子供・保護者専用性被害相談ホットライン	0120-333-891 (フリーダイヤル)

## おすすめの絵本・書籍

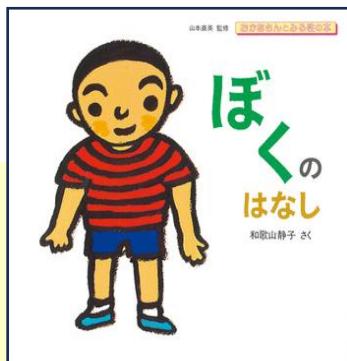


### 『だいじだいじどこだ?』

大泉書店

さく:えんみ さきこ  
え:かわはら みづまる

保育園の性教育教材としてよく使われる絵本です。文字が少なくイラストもわかりやすいのでおススメです。



### 『ぼくのはなし』

童心社

さく:和歌山 静子  
男の子の目線から

赤ちゃんができる仕組みを具体的に学べる絵本です。命の大切さにも触れていて、ラストは少し切ないけどじーんとくる1冊です。



### 『わたしのはなし』

童心社

さく:山本 直英  
和歌山 静子

女の子の目線でプライベートゾーンについて学べる絵本です。からだとこころの話が子どもも共感しながら読める1冊です。



### 『はじめにきいてね、こちよこちよモンキー!』

子ども未来社

作:ジュリエット・クレア・ベル  
絵:アビゲイル・トンプキンス

くすぐるのが得意なモンキーは友達に「くすぐらないで」と言われ、みんなの気持ちを聞くことを始めます。相手の気持ちを知るために「〇〇していい?」と聞くことが大事であると知ります。



### 『おしえてくもくん』

東山書房  
監修:小笠原 和美

制作:サトウ ミユキ  
企画:masumi

子どもを性被害から守るために必要な知識が盛り込まれた、日本初のプライベートゾーン教育に特化した絵本です。大人が子どもに読み聞かせをすることで、子どもに知ってほしい大切なことを伝えることができます。



『うみとりくの  
からだのはなし』  
童心社  
作:遠見 才希子  
絵:佐々木 一澄

大事なことだけれど、なかなか話し合う  
ことが難しいからだの話を、双子の兄弟  
と一緒に易しい言葉で考えます。



『いいタッチ わるいタッチ』

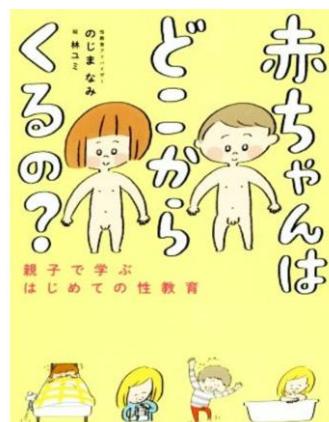
岩崎書店

作:安藤 由紀

いいタッチとわるいタッチがどんなものか。  
子どもと一緒に考えながら読める1冊です。  
友だち同士の関わり方を知らせることもできるお話です。

『あかちゃんは  
どこからくるの?』 金の星社  
監修 田代 美江子  
絵 せべ まさゆき  
編著 WILL こども知育研究所

「あかちゃんってどこからくるの?」  
ぼくの頭の中は疑問でいっぱい。率直な問い合わせに向きあい、正しい知識と一緒に学ぶことで命や性を大切にする心を育てます。



『赤ちゃんは  
どこからくるの?』 幻冬舎  
作:のじま なみ  
絵:林 ユミ

プライベートゾーンや生理の事など性教育に関する事を学べます。  
“性教育は3歳から10歳のうちに”  
という作者の考えをもとに、小さい年齢でも親子で楽しく明るく性教育を知る事ができる1冊です。



『おうち性教育はじめます』

KADOKAWA

著者:フクチ マミ

村瀬 幸浩

「うちにも赤ちゃんはくる?」といった突然やってくる素朴な質問への答え方から、性犯罪の被害者・加害者にならないための日々の言葉かけ、思春期に訪れる男女の心と体の変化まで、親子で一緒に学ぶことができます。

## 性暴力防止チェックリスト

- 性暴力に関する基本的な知識を理解している。
- 性暴力は、相手の年齢・立場・関係性に関係なく犯罪であると理解している。
- 子どもの異変やいつもと違う様子に気づき、適切な対応ができる。
- 職場環境における性暴力に関する相談窓口を知っている。
- トイレ・着替えの場所は、子どものプライバシーを守りつつ、職員の見守りが可能である。
- 保育室・トイレ・廊下などの死角を点検し、死角を減らしている。
- 職員室・倉庫など子ども立入禁止の場所は、表示・施錠が徹底されている。
- ICT 機器(タブレット・スマホ)の利用ルール(写真撮影、データ保管、持ち出し禁止)が文書化され全職員が周知している。
- 子どもへの身体接触は、必要なケア・安全のために限り、事前事後の言葉がけをしてから行っている。
- 抱っこや膝に乗せることは、必要性・時間・場所を配慮し、可能な限り他者の目がある場所で行っている。
- 子どもと二人きりにならないように動き、やむを得ない場合はドア開放・近くの職員へ声かけをしている。
- 子どもの同意が必要な場面(着替え・排泄補助・体の確認)は、年齢に応じた説明をしている。
- 「イヤと言つていい」「触ってほしくない場所」「困ったら大人に相談」等、絵本や遊びで日常的に伝えている。
- トイレ・着替えでの自立を無理なく進め、手伝う時は言葉をかけてから行っている。
- 保護者への性教育に関する情報提供を行っている
- 日頃から家庭での子どもの様子、気になる点などを、保護者と話している。
- 子どもの変化に気づいたら、日時・状況・子どもの言葉、事実を基に記録している。
- 子どもの異変に気付いた場合、リーダー・園長に速やかに共有している。

◎年に複数回チェックを行い、チェックがついていない項目を意識的に取り組みましょう

## 参考文献

- ・ こども家庭庁『保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針』
- ・ こども家庭庁『子どもの人権を守るために 保育現場での性暴力を起こさせないための取組ガイド』
- ・ こども家庭庁『こども基本法』
- ・ 東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課『都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力が発生した場合の対応』
- ・ 全国保育士会『「子どもへの性暴力防止」の視点から考える保育の専門性』

発行番号:2025203-4814

## 『港区保育施設 性暴力防止マニュアル みんなえがお』

監修およびコラム執筆:

東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター 特任教授  
野澤 祥子

作業協力: 加藤 辰幸(港区立麻布保育園長)小森 織絵(港区立赤坂保育園長)

渋谷 祿子(港区立こうなん保育園長)吉田 久美(港区立芝保育園長)

イラスト: 秋山 左佐良(港区立高輪保育園)

事務局: 港区子ども家庭支援部  
子ども政策課子ども施設指導係 高橋 知子 渡利 真紀子



MINATO CITY

